

南丹市 市民後見人養成講座 開催（案）

目的

誰もが安心して暮らし続けられるように、地域における支えあい、地域共生社会の実現の観点から、同じ市民としての身近な視点でご本人を支援したり、見守ったりする地域に根ざした幅広い権利擁護の担い手を養成することと、市民に権利擁護について知ってもらうことを目的として養成講座を開催する。

養成講座のねらい

ステップ1：幅広い権利擁護の視点と、南丹市の抱える権利擁護の課題を学ぶ（初級編）

1回：3時間

→（仮）地域福祉サポーターとして登録。

ステップ2：地域共生社会の実現に向けて、必要な権利擁護の知識を学ぶ（基礎編）

4回：16時間

→（仮）権利擁護サポーター、社協生活支援員として登録

ステップ3：地域に根ざした権利擁護の担いてとしての技能を学ぶ（実践編）

7回：30時間 レポート3回

→市民後見人名簿登録者、法人後見支援員として登録

養成講座後の進路

○（仮）地域福祉サポーター

- ・南丹市の地域福祉の理念に共感し、今後も何らかの研修や、活躍の機会があれば連絡等をさせていただける方を名簿登録。

○（仮）権利擁護サポーター

- ・新しい後見制度の形も視野に入れ、後見制度の前後での活動を視野に入れた人材。活動のイメージとしては、本人に寄り添っての見守りと、意思決定サポートなど。

○生活支援員

- ・社会福祉協議会が雇用している、権利擁護活動の支援員。登録用件に関しては社会福祉協議会との調整が必要。

○市民後見人名簿登録者

- ・南丹市権利擁護・成年後見センターを支援機関とする市民後見人として、家庭裁判所から選任されれば後見人として活動する。

○法人後見支援員

- ・ 社会福祉協議会が法人として家庭裁判所から受任する、法人後見支援員として活動する。将来的に社会福祉法人などの法人後見が開始された場合、市に依頼があればそちらの支援員などとしての活躍の機会もあれば。

開催形式

○初級編

- ・ 対面での研修のみとする。

○基礎編

- ・ 対面を基本とするが、欠席者には期間内でのオンデマンド受講も認め、幅広い層へ受講してもらいやすくする。

○実践編

- ・ 対面を基本とするが、一部研修に限り、オンデマンド受講を認めるが、体験実習や、課題演習などは対面のみとする。

開催頻度

○初級編

- ・ 毎年開催

○基礎編

- ・ 2年に1回開催を目標とする。(受講人数や予算確保などの課題も考慮)

○実践編

- ・ 2年に1回開催を目標とする。(受講人数や予算確保などの課題も考慮)

開催時期

○初級編・・・1日

- ・ 5月に開催

○基礎編・・・4日

- ・ 7月、8月、9月、10月

○実践編・・・7回

- ・ 2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月

研修受講要件

- 初級編は、申し込みのみで受講可能。

- 基礎編は、初級編修了の2開催以内に受講。それ以降は、再度初級編の受講が必要。

- 実践編は、基礎編終了の3開催以内に受講。それ以降は、再度基礎編の受講が必要。